しゃくしょ まも てつづ **5 市役所の主な手続き**

ほか かくたんとうまどぐち と あ かしゃしゃくしょだいひょう ※**その他は、各担当窓口へお問い合わせください。(柏 市役所 代表 TEL 04-7167-1111)**

^{てつづ} 手続き	でつづ、まどぐち 手 続き窓口	ページ	
住民登録			
結婚届、離婚届	, 市民課【本庁舎1階】	D15.04	
マイナンバー(個人番号)カード	TEL 04-7167-1128	P15-24	
印鑑登録、印鑑登録証明書			
国民健康保険 後期高齢者医療制度	保険年金課【本庁舎 1 階】 TEL 04-7191-2594		
国民年金	国民年金室【本庁舎1階】 TEL 04-7167-1130	P25-30	
市民税、県民税	市民税課【本庁舎 2 階】 TEL 04-7167-1124	123-30	
固定資産税・都市計画税	資産税課【本庁舎 2 階】 TEL 04-7167-1125		
妊娠届出と母子健康手帳の交付 妊婦・乳幼児 健診の助成制度等(妊婦,乳幼児の保護者)	こども部母子保健課【ウェルネス柏 3 階】 TEL 04-7167-1257		
児童手当(高校3年生までの子ども)	一片,有如钿【十六条四台。唯】	P31-38	
子ども医療費助成制度 (高校 3 年生相当の年齢 までの子ども)	- こども福祉課【本庁舎別館 3 階】 TEL 04-7128-9923		
認定こども園・保育園などへの入園	保育運営課【本庁舎別館 3 階】 TEL 04-7167-1137	D20 42	
公立小学校・中学校への入学	学校教育課【沼南庁舎 2 階】 TEL 04-7191-7367	P39-42	
生活保護	生活支援課【本庁舎別館 1 階】 TEL 04-7167-1138	P43-46	
介護保険	高齢者支援課 TEL 04-7167-1022	r43-40	
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福 祉手帳	障害福祉課【本庁舎別館 2 階】 TEL 04-7167-1136		
特定健康診査 (柏市国民健康保険に加入の 40 歳以上のかた)	健康増進課(国保班)【ウェルネス柏 3 階】 TEL 04-7164-4455		
がん検診(登録が必要です)	健康増進課(成人保健班) 【ウェルネス柏 3 階】 TEL 04-7168-3715	-	
駐輪場	自転車対策室【分庁舎 1-1 階】 TEL 04-7167-1304		

5 市役所主要办理的手续

※其他事宜,请直接向各担当窗口问询。 (柏市役所总机 TEL 04-7167-1111)

手续	办理手续的窗口	页数
住民登记 结婚登记、离婚登记 个人番号卡 印章注册、印章注册证明书	市民科【本厅舍1楼】 TEL 04-7167-1128	P15-24
国民健康保险 后期高龄者医疗制度 国民年金 市民税、县民税 固定资产税·城市计划税	保险年金科【本厅舍 1 楼】 TEL 04-7191-2594 国民年金室(年金)【本厅舍 1 楼】 TEL 04-7167-1130 市民税科【本厅舍 2 楼】 TEL 04-7167-1124 资产税科【本厅舍 2 楼】 TEL 04-7167-1125	P25-30
妊娠申报和母子健康手册的交付 孕妇·婴幼儿体检的补助制度等 (孕妇·婴幼儿的监护人)	ル童部母子保健科【ウェルネス柏 3 楼】 TEL 04-7167-1257	P31-38
儿童补助(补助对象截至高中三年级) 儿童医疗费补助制度 (补助到高中3年级为止)	— 儿童福祉科【本厅舍别馆 3 楼】 TEL 04-7128-9923	13130
认定儿童园·保育园等的入园 公立小学·中学的入学	保育运营科【本厅舍别馆 3 楼】 TEL 04-7167-1137 学校教育科【沼南厅舍 2 楼】 TEL 04-7191-7367	- P39-42
生活保护护理保险	生活支援科【本厅舍别馆 1 楼】 TEL 04-7167-1138 高龄者支援科【本厅舍别馆 2 楼】 TEL 04-7167-1022	P43-46
身体残疾人手册、疗育手册、 精神疾患者保健福祉手册	残疾福祉科【本厅舍别馆 2 楼】 TEL 04-7167-1136	
特定健康检查 (加入柏市国民健康保险的满 40 岁以上的人)	健康増进科(国保班)【ウェルネス柏 3 楼】 TEL 04-7164-4455	_
癌症筛查 (须办理注册手续)	健康増进科(成人保健班)【ウェルネス柏 3 楼】 TEL 04-7168-3715	
自行车存放处	自行车对策室【分厅舍 1-1 楼】 TEL 04-7167-1304	

5 - 1 届出・証明

(1) 住民 登録 <お問い合わせ先>市民課 TEL 04-7167-1128

次のときは市民課窓口で手続きが必要です。 ただし、<u>短期間(1 年未満)の出入国の場合は手続き不要です。</u>また、以下必要なものの他に、世帯主との続柄が分かる公的な文書(本国の政府など公的機関が発行した出生証明書、婚姻証明書など)を持参していただく場合があります。

こんなとき		きかん期間	^{ひつよう} 必要なもの
にゅうこく 入国 したとき		日本に来た日から 14 日以内	①在留カード(全員分) ②パスポート(全員分) ※入国時に在留カードが交付されなかった場合は、 後日交付の押印があります。
がしわし ひ こ	転入届	引っ越した日から 14 日以内	①転出証明書(柏市へ引っ越す前に住んでいた市区町村で転出届の手続きをすると交付される) ②在留カードまたは特別永住者証明書 ③マイナンバーカード ※マイナンバーカードをお持ちの方は、特例転出を受けることができるため、転出証明書が発行されない場合があります。
こ 子どもが生まれたとき	出生届	生まれた日から 14 日以内	①出生証明書(子どもが生まれた病院でもらえます) ②母子健康手帳 ③国民健康保険被保険者証 ※60 日を超えて日本に在留する場合は、出生から 30日以内に地方出入国在留管理官署で在留資格の取 得を申請する必要があります。
がしわ しない 柏 市内で り こ 引っ越しをしたとき	転居届	引っ越した日から 14 日以内	①在留カードまたは特別永住者証明書 ②マイナンバーカード
がしわし ほか しちょうそん 柏 市から他の市町村へ 。 引っ越しをするとき	転出届	引っ越し予定日 から前後 14 日以内	①在留カードまたは特別永住者証明書 ②マイナンバーカード
出国 するとき (1年以上もしくは期間 毛定の出国や、再八国 の予定がないとき)		出国予定日の 概ね 14 日前から	①在留カードまたは特別永住者証明書 ②通知カードまたはマイナンバーカード ※出国後に転出届をする際には、出国日がわかるも のの写しが必要です。 (パスポートの出国した本人と出国日がわかる部分 の写しまたは航空券の半券等)

5 - 1申报・证明

(1) 住民登记 <问询>市民科 TEL 04-7167-1128

下述情况必须到市民科窗口办理手续。但是,<u>出入境如果为短期(1年未满)则不需要办理。</u>此外,除了提交以下必要的资料外,可能会要求出示证明与户主关系的公文材料(本国政府等国家机关发行的出生证明书,婚姻证明书等)。

这种情况时		期间	需要的材料
入国时	迁入申报	来日本之日起 14 天以内	①在留卡(所有人的在留卡)、②护照(所有人的护照) ※入境时如果没有在留卡,将在护照上记载「日后交付在留卡」的内容。
搬入柏市时		搬迁之日起 14 天以内	①迁出证明书(在迁入柏市之前居住的市区町村办理迁出申报后取得) ②在留卡或特别永住者证明书、③个人番号卡 ※由于持有个人番号卡者可以办理特例迁出,因此可能不出具迁出证明书。
孩子出生时	出生申报	出生之日起 14 天以内	①出生证明书(由孩子出生的医院发行) ②母子健康手册 ③国民健康保险被保险者证 ※在留时间超过60天时,须在出生30天之内到地方 出入国在留管理官署,办理申请获得在留资格的手 续。
在柏市市内搬迁 时	搬迁申报	搬迁之日起 14 天以内	①在留卡或特别永住者证明书 ②个人番号卡
由柏市迁往其他市町村时		预定搬迁日期前 后 14 天以内	①在留卡或特别永住者证明书 ②个人番号卡
出国时 (出国时间在1年以上 或没有再入国预定时)	迁出申报	一般在预定出国 日期的 14 天前	①在留卡或特别永住者证明书 ②通知卡或个人番号卡 ※出国后,办理迁出申报时,需要提交能证明出国日期的复印件。(出国者护照的本人信息和出国日期的复印或机票的存根等)

(2) 出入国在留管理庁への出入国手続き

くお問い合わせ発>策京出入国在留管連局 TEL 03-5363-3025



出入国関係の各種手続きは、出入国在留管理庁のホームページ(https://www.moj.go.jp/isa /index.html)をご覧ください。各種の申請に必要な申請書の様式もホームページからダウンロードできます。また、滞在理由・日本での活動内容などによって必要書類が変わる

こともありますので、各地方出入国在留管理官署または外国人在留総合インフォメーションセンター(TEL 0570-013904/IP、海外:03-5796-7112/平日午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分)にご確認ください。

けっこん

(3) 結婚するとき

婚姻成立要件は国によって異なりますが、日本で結婚する場合、外国人のかたは次の必要なもの を用意して、市民課に婚姻の届出をしてください。 また、自国への婚姻の報告については、在日大 使館に確認してください。

【必要なもの】

- ①婚姻要件具備証明書(出身国によっては、発行されない場合がありますので、各駐日大使館等に ご確認のうえ、市民課にお問い合わせください)
- ②出生証明書
- ③ 旅券
- ④訳文(①②③の書類は、日本語の訳文を添付してください。 なお、末尾に訳者の氏名を記入してください)
- ⑤婚姻届(証人として2名の成年のかたの署名が必要です)
- ⑥印鑑(任意)

【お問い合わせ先】

市民課 TEL 04-7167-1128

または

沼南支所戸籍住民担当 TEL 04-7190-5753、

各出張所、柏駅前行政サービスセンターTEL 04-7144-5050

(2) 在出入国在留管理庁办理的出入境手续

<问询>东京出入国在留管理局 TEL 03-5363-3025

回翻迴

办理出入境方面的有关手续请参照出入国在留管理厅的网页(https://www.moj.go.jp/isa/inde x.html)。各种申请手续所需的申请书可直接从网页上下载。此外、由于在留理由·在日本的活 动内容的不同,所需要的资料也会有所变动,所以,具体事宜请直接与各地方出入国在留管理 官署或外国人在留综合指南中心(TEL 0570-013904/IP、海外:03-5796-7112/平日上午8点30分~下午5 点 15 分) 联系确认。

(3) 结婚

婚姻成立的必要条件因国度不同会有所差异,在日本办理结婚手续时,外国人需要携带以下资料到市 民科办理婚姻登记手续。此外,有关本国的婚姻报告手续,请与各国驻日大使馆联系确认。

【必要的资料】

- ①婚姻要件具备证明书(有些国家可能不发行此证明书,请同所属国家的驻日大使馆等机构确认后,再 咨询市民科)
- ②出生证明书
- ③护照
- ④译文(①②③的材料须附加日文翻译。并且,在译文最后请写上翻译者的姓名)
- ⑤婚姻登记书(作为证人,需要2名成年人的签名)
- ⑥印章 (任意)

【问询】

市民科 TEL 04-7167-1128 或者沼南支所户籍住民担当 TEL 04-7190-5753、 各办事处、柏车站前行政服务中心 TEL 04-7144-5050

(4)離婚するとき

■市民課への届出 <お問い合わせ先>市民課 TEL 04-7167-1128

夫婦のどちらかが日本人で日本に住所を有する場合は、離婚の協議が整えば、次の必要なものを 持って市民課で離婚の届け出をすることができます。

【必要なもの】

- ①離婚届(証人として2名の成年のかたの署名が必要です)
- ②印鑑(任意)
- ③日本人夫または日本人妻の住民票(柏市が住所地の場合は不要)
- ④旅券

しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう とどけで ■ 出 入国 在 留管理庁への届出

くお問い合わせ先> 東京 出 入国 在 留管理局 TEL 03-5363-3025

日本人配偶者と離婚した場合には、出入国在留管理庁で手続きが必要な場合がありますので、出 入国在留管理庁へお問い合わせください。

※届出の詳細や他の在留資格への変更については、各地方出入国在留管理官署または外国人在留総合インフォメーションセンター(TEL 0570-013904/IP、海外:03-5796-7112/平日午前8時30分~午後5時15分)へお問い合わせください。

(5) マイナンバーカード <お問い合わせ差>市民課 TEL 04-7167-1128

マイナンバーカードは、身分証明書として利用できるほか、電子証明書による 民間部門を含めた電子申請・取引等における利用ができます。



【交付を受けるには】

希望者は、交付申請書を地方公共団体情報システム機構へ郵送またはオンラインで申請してください。申請後、交付に必要な通知書が届きますので、受け取り日時を予約のうえ、通知書と本人確認に必要な身分証明書等を持参し、市役所へお越しください。

※任意代理人、法定代理人による受け取りは、手続き方法が異なるため注意してください。

ですうりょう 【手数料】

800円、電子申請等にも使用する場合は1.000円(初めて交付を受けるかたは無料)

※特急発行交付をご希望の場合は1,800円、電子申請等にも使用する場合は2,000円 特急発行の制度について詳しくは市民課までお問い合わせください。

(4) 离婚

■在市民科办理申报手续 < 问询 > 市民科 TEL 04-7167-1128

夫妻一方为日本人,并且在日本有住所时,只要离婚协议的手续齐全,携带下述必要的资料即可在 市民科办理离婚申报。

【必要的资料】

- ①离婚登记表(作为证人,需要2名成年人的签名)
- ②印章 (任意)
- ③日本人丈夫或日本人妻子的住民票(住址为柏市时不需要)
- ④护照
- ■需要在出入国在留管理厅办理的各种手续 < 问询 > 东京出入国在留管理局 TEL 03-5363-3025 同日本人配偶者离婚时,可能需要在出入国在留管理厅办理手续,具体事宜请问询出入国在留管理厅。
- ※具体事宜及有关在留资格变更等问题,请直接问询各地方出入国在留管理官署或外国人在留综合信息中心 (TEL 0570-013904/IP、海外:03-5796-7112/平日 上午 8 点 30 分~下午 5 点 15 分)。

(5) 个人番号卡 <问询>市民科 TEL 04-7167-1128

个人番号卡可作为身份证使用以外,还可通过电子证明书办理包括 民间部门在内的电子申请·交易等手续。



【申请交付的手续】

申请人将交付申请书寄给地方公共团体信息系统机构办理或在线申请。申请后将收到有关交付的通知书,请预约领取日期。领取时请携带通知书及确认本人身份的证件前往市役所领取。

※委托任意代理人、法定代理人领取时,办理手续会有所不同,请予以注意。

【手续费】800 日元,个人番号卡可用于电子申请时,手续费为1000 日元 (第一次领卡不收费) ※如果办特急,需支付1,800 日元;如果还用于电子申请等,则需支付2,000 日元。有关特急发行制度的详情,请咨询市民课。

(6) コンビニ交付

コンビニ交付とは、マイナンバーカードを使用して全国のコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末(マルチコピー機)から住民票の写し等の証明書を取得できるサービスです。

コンビニ交付なら、多言語対応(日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語) の端末を使って**窓口手数料の半額で証明書を取得できます。**

【使い方】

キオスク端末のカード置場にマイナンバーカードを置き、暗証番号を入力してください。 ※マイナンバーカードに暗証番号が登録されていないと手続きはできません。

【取得できる証明書】

- ①住民票の写し(個人・世帯全員のもの) 1通 150円
- ②印鑑登録証明書 1 通 150 円
- ③課税証明書 1 通 150 円
- 4)非課稅証明書1通150円
- ⑤所得証明書 1 通 150 円
- ⑥住民票記載事項証明書 1 通 150 円 (2025 年 7 月 1 日から)

【利用時間】

午前6時30分~午後11時

【利用できない日】

12月29日~1月3日. コンビニの臨時休業日. 機器のメンテナンス日

いんかんとうろく しんせい (**7) 印鑑登録の申請**

登録できる印鑑は1人1個で、柏市に住民登録をしているかたに限ります。通称名や併記名の印鑑も、その通称名や併記名が住民票に記載されていれば登録できます。 <u>登録手数料は300円です。</u> 印鑑が登録されると、印鑑登録証(カード)が交付されます。 <u>この登録証は、印鑑登録証明書の発行を申請するときに必要となります。</u>登録方法については、市民課までお問い合わせください。

※登録できないかた

15歳未満のかた、意思能力を有しないかた

※登録できない印鑑

- ほかのかたが登録しているもの
- ゴム印や、材質・形状が変わりやすいもの
- 破損、摩滅しているもの(輪郭全体の3分の1以上)
- 印影の大きさが 1 辺の長さ 8mm の正方形に収まるもの または、1 辺の長さ 25mm の正方形に収まらないもの
- 氏名以外の事項を併せて表しているもの
- 住民票の氏名にない文字を加えたもの
- 動物の絵柄等を姓・名に加工したもの
- 動物の絵柄・図柄等を印影中に含めたもの
- 逆彫りのもの

(6) 便利店交付

便利店交付是使用个人番号卡从全国便利店等设置的自助终端(多功能复印机)取得住民票抄本等证明文件的服务。

利用便利店交付时,可以使用多语言支持(日本语、英语、中国语、韩语、西班牙语、葡萄牙语)的终端,可以半价的窗口手续费获取证明文件。

【使用方法】

将个人番号卡放在自助终端的卡片放置区,并输入密码。

※如果个人番号卡未注册密码,则无法办理手续。

【可获取的证明书】

- ①住民票抄本(个人:家庭所有成员)1份150日元
- ②印章登录证明书1份150日元
- ③课税证明书1份150日元
- ④非课税证明书1份150日元
- ⑤所得证明书 1份 150 日元
- ⑥住民票记载事项证明书 1 份 150 日元 (从 2025 年 7 月 1 日起)

【利用时间】

早上6点30分~晚上11点

【不能利用的日期】

12月29日~1月3日,便利店临时停业日,机器维修日

(7) 印章登记的申请

一人只能登记一枚印章,只有在柏市有住民登记者才能办理。对于刻有通称名及并记名的印章,只要其通称名或并记名在住民票有记载即可登记。登记手续费为 300 日元。

印章登记后即可领取印章登记证(卡片)。<u>印章登记证在申请印章登记证明书时需要出示。</u>有关登记方法等请问询市民科。

※不能办理登记者

未满 15 岁者,不具备心理能力者

※不能登记的印章

- 其他人已经登记过的印章
- 橡胶印等易变质 · 易变形的印章
- 破损、磨损的印章(轮廓全体的3分之一以上)
- 印记大小在边长 8 毫米的正方形内 或超出边长 25 毫米的正方形内

- 除姓名外有其他并记事项
- 在住民票的姓名中没有的文字
- 对姓 · 名加工有动物图形的印章
- 在印记中含有动物花样 · 图案的印章
- 反向雕刻的印章

(8) 印鑑登録 証明書 の交付

印鑑登録証明書は、公正証書の作成、不動産の登記、金銭貸借の保証などに使われる重要なものです。 印鑑登録証明書を発行するには、事前に印鑑登録の申請が必要です。

窓口に来るかたの本人確認をするため、在留カードまたは運転免許証などの身分証明書と、印鑑登録証を持参してください。 印鑑登録証明書を請求できる場所は、市役所市民課、沼南支所、各出張所、柏駅前行政サービスセンター、柏の葉サービスコーナーです。

代理人が申請する場合も、窓口に来たかたの本人確認をする免許証等と交付対象者の印鑑登録証 が必要です。 委任状などは不要です。 手数料は 300 円です。

※(6) コンビニ交付では、手数料は150円です。

【印鑑登録や印鑑登録 証明書 についてのお問い合わせ先】 市民課 TEL 04-7167-1128

(8) 印章登记证明书的交付

印章登记证明书是在制作公证书、不动产登记、金钱借贷保证等场合使用的重要材料。<u>要领取印章登</u>记证明书,须事先办理印章登记的申请手续。

到窗口办理手续时,因需要进行本人确认,请携带在留卡或驾驶执照等身份证件及印章登记证。印章登记证明书可申请的场所有市役所市民科、沼南支所、各办事处、柏车站前行政服务中心、柏之叶服务站。

由代理人前来申请时,需要申请交付者的印章登记证,而且代理人须出示驾驶执照等以确认本人身份。不需要委托书。手续费为 300 日元。

※(6)便利店交付,手续费为150日元。

【有关印章登记及印章登记证明书等的问询】

市民科 TEL 04-7167-1128

こくみんけんこう ほけん こくみんねんきん ぜい **5-2 国民健康保険・国民年金・税**

(1) **国民健康保険 <お問い合わせ先>保険年金課 TEL 04-7191-2594**

次のようなときは、世帯主は 14 日以内に保険年金課窓口で届け出が必要です。保険証利用登録を したマイナンバーカードや資格確認書は、保険に加入していることを示す重要な証明書です。医療 機関で診療をうけるときは、必ず持参してください。忘れると、全額自己負担になりますので、注 意してください。

こんなとき		^{ょうい} 用意するもの
		※個人蕃号カード(マイナンバーカード)または個人蕃号-が確認できる書
		類の他、以下のそれぞれのものをご用意ください。
	入国したとき	①入国したかた全員分の在留カードまたは特別永住者証明書
柏市加引っ	<u>Д</u>	②手続きをするかたのキャッシュカード(加入者本人の場合)
	11.4	①引っ越しをしたかた全員分の在留カードまたは特別永住者証明書
	柏市へ 引っ越してきたとき	②手続きをするかたのキャッシュカード (加入者本人の場合)
	引り越してきたとき	※転入の届け出を済ませてから手続きしてください。
入するとき	職場の 国際管理	①届け出をするかたの在留カードまたは特別永住者証明書
ع	健康保険を	②資格喪失日か退職日が明記された書類
き	やめたとき	(健康保険の資格喪失証明書・退職証明書・離職票等)
		③手続きをするかたのキャッシュカード(加入者本人の場合)
	子どもが	届け出をするかたの在留カードまたは特別永住者証明書
	生まれたとき	※出生の届け出を済ませてから手続きしてください。
	山富士フレナ	①出国をするかた全員分の在留カードまたは特別永住者証明書
	出国するとき	②出国をするかた全員分の国民健康保険の資格情報のお知らせ等(★)
	柏市から他の市町村へ引っ	 ①引っ越しをするかた全員分の在留カードまたは特別永住者証明書
やめ	越しをするとき	②引っ越しをするかた全員分の国民健康保険の資格情報のお知らせ等(★)
るとき	職場の	①届け出をするかたの在留カードまたは特別永住者証明書
き	健康保険に	②職場の健康保険に入ったかた全員分の職場の健康保険の資格情報のお知らせ
	入ったとき	等(★)と国民健康保険の資格情報のお知らせ等(★)
	死亡したとき	①届け出をするかたの在留カードまたは特別永住者証明書
	死亡したとさ	②亡くなったかたの国民健康保険の資格情報のお知らせ等(★)
	住所・世帯主・氏名などが 変わったとき	①届け出をするかたの在留カードまたは特別永住者証明書
その他		②国民健康保険の資格情報のお知らせ等(★)
		※住民票の異動の届け出を済ませてから手続きしてください。
	国民健康保険の 資格情報のお知 らせ等(★)を をなくしたとき	届け出をするかたの在留カードまたは特別永住者証明書
	calula Enam	

(★) …資格情報のお知らせ、資格確認書、保険証

5 - 2 国民健康保险•国民年金•税

(1) 国民健康保险 < 问询处 > 保险年金科 TEL 04-7191-2594

属于以下情况,户主需要在14天之内到保险年金科窗口提出申报。完成与健康保险证关联的个人番号卡或资格确认书,都是说明已经加入保险的重要证明材料。到医疗机关就诊时,请务必携带。如果忘记携带保险证,自己需要负担全部费用,恳请注意。

市体险证,日上而女贝拉王即贫用,怒用注思。			
这种情况		需要准备的材料	
		※个人番号卡或能够确认个人番号的材料,以及以下各种材料。	
	入境	①所有入境者的在留卡或特别永住者证明书	
		②办理手续者的银行卡 (申请者本人加入时)	
	迁入柏市	①所有迁入者的在留卡或特别永住者证明书	
		②办理手续者的银行卡 (申请者本人加入时)	
		※申报迁入后再办理手续。	
加入	从工作单位 966 9 的健康保险	①申报者的在留卡或特别永住者证明书、	
		②明确标注了资格丧失日期或退职日期的材料	
		(健康保险的资格丧失证明书・退职证明书・离职票等)	
	退出时	③办理手续者的银行卡 (申请者本人加入时)	
	孩子诞生	申报者的在留卡或在留卡或特别永住者证明书	
		※申报提交出生报告后再办理手续。	
	出境	①所有出境者的在留卡或特别永住者证明书	
		②所有出境者的国民健康保险的资格信息的通知等 (★)	
	由柏市迁往	①所有迁出者的在留卡或特别永住者证明书	
	其他市町村	②所有迁出者的国民健康保险的资格信息的通知等(★)	
退出	加入了工作单位	①申报者的在留卡或特别永住者证明书	
		②所有加入了工作单位健康保险者的健康保险的资格信息的通知等	
		(★) 或国民健康保险的资格信息的通知等 (★)	
	死亡	①申报者的在留卡或特别永住者证明书	
	, , ,	②死亡者的国民健康保险的资格信息的通知等 (★)	
其他	住址·户主·姓名等有变更时	①申报者的在留卡或特别永住者证明书	
		②国民健康保险的资格信息的通知等 (★)	
		※住民票调动申报后再办理手续。	
	丢失了国民健康 保险的资格信息的 通知等(★)	申报者的在留卡或特别永住者证明书	

(★) ...资格信息的通知,资格确认书,保险证

(2)後期高齢者医療制度 <お問い合わせ先>保険年金課 TEL 04-7191-2594

75歳以上のかたと65歳以上で一定の身体障害などをお持ちのかたが加入します。職場の健康保険や共済組合などに加入していたかたも、75歳になると後期高齢者医療制度の被保険者となります。

【こんなときは加入の手続きが必要です】

県外から転入したとき、65歳~74歳のかたで一定の障害があり、後期高齢者医療制度に加入しようとするとき

(3) 国民年金 <お問い合わせ筅>国民学签室 TEL 04-7167-1130

高齢になったり、病気やけがで体が不自由になる、あるいは死亡されたときに支給されるお金です。日本国内に住んでいる、20歳以上60歳未満のかたは、皆、加入しなければなりません。

ただし、すでにお勤め先で厚生年金に加入しているかたを除きます。

なお、老齢の年金は、原則、65歳から受け取れます。

こくみんねんきん じゅきゅうじょうけん 【国民年金の 受給 条件】

保険料を120か月分(10年間)納付又は免除されていることが受給の条件です。

ただし、永住権を取得されたかたや日本に帰化したかたは、受給に必要な納付や免除の期間に 特例があります。

また、日本と社会保障協定を締結している国については、それぞれの国で年金納付月数を合算して受給条件を満たせば、それぞれの国で年金を受け取れます。

詳しくは、松戸年金事務所(TEL 047-345-5517)へお問い合わせください。

(4) 税金

日本では、個人の所得に対し、国税(所得税)と地方税(個人市・県民税)の2つの税金がかかります。その他、タバコやお酒などにあらかじめかけられている税金、間接税があります。物品の購入やサービスを受ける際には、間接税として、消費税がかかります。

= **国税(所得税**)

1月1日から12月31日までの期間の個人の所得に課せられます。外国人労働者であっても、日本の居住者(1年以上日本に住所を有するかた)とみなされれば、同様の税金を支払わなくてはなりません。確定申告の写しや源泉徴収票は、在留資格の更新または変更のときなどに必要になる場合がありますので、大切に保管してください。確定申告や源泉徴収票については、柏税務署へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】柏税務署 TEL 04-7146-2321

【場所】あけぼの 2-1-30

(2) 后期高龄者医疗制度 < 问询处 > 保险年金科 TEL 04-7191-2594

75 岁以上或65 岁以上且有一定程度的身体残疾者加入的医疗保险。加入了工作单位的健康保险或互助协会等的保险者,达到75 岁时则成为后期高龄者医疗制度的被保险者。

【以下情况需要办理加入手续】

由于叶县以外的县迁入本市,年龄在65岁~74岁之间,有一定的残疾,需要加入后期高龄者医疗制度者

(3) 国民年金 < 问询处 > 保险年金室 TEL 04-7167-1130

由于高龄,或者因疾病、受伤等原因造成身体不自由,或者死亡时支付的养老金。

居住日本国内, 20 岁以上 60 岁未满者都必须加入。

但,已经在工作单位加入了厚生年金者不在此范围。

而且, 老龄年金原则上从 65 岁开始可以领取。

【国民年金的领取条件】

保险费需交纳 120 个月份(10 年)或获准免交保险费为领取的条件。

但,取得了永住权者或加入了日本国籍者,领取年金所需要的交纳期间或免交期间有特例。

另外,同日本缔结了社会保障协定的国家,加算在各自国家交纳年金的月份总数,如果达到了领取条件,也可以在各自的国家领取。

详细内容请问询松户年金事务所 (TEL 047-345-5517)。

(4) 税金

在日本,对个人的收入征收国税(所得税)和地方税(个人市·县民税)。其他,香烟、酒类等已预先附加了税金,即间接税。购买物品或接受服务时,需要交纳作为间接税的消费税。

■国税(所得税)

对于从 1 月 1 日开始到 12 月 31 日为止的个人所得进行课税。即使是外国人劳动者,也作为日本居住者 (1 年以上在日本有住所者)看待,同样需要交纳税金。在办理在留资格更新或变更申请手续时,可能需要提示税务申报抄本或源泉征收票等资料,所以请一定认真保管。有关税务申报或源泉征收票等有关事宜,请于柏税务署联系问询。

【问询】柏税务署 TEL 04-7146-2321

【地点】あけぼの 2-1-30

5ほうぜい こじん しみんぜい けんみんぜい こてい しさんぜい とし けいかくぜい ■地方税 (個人市民税・県民税、固定資産税・都市計画税)

個人市民税・県民税は、1月1日現在の居住地で前年の所得額に対して課税されます。 給与所得者の場合は、所得税と同じく会社・雇用主が毎月の給与から差引いて(特別徴収)、本人に代わって納めることになります。 また、公的年金を有する 65 歳以上のかたは、年金所得に係る税額を原則として公的年金からの引き落とし(特別徴収)によるものとされています。 それ以外のかたは、市役所に直接納めることになります。 金額は、前年中の所得を基準に計算した金額と定額で負担する金額の合計です。

また、土地や家屋などを所有しているかたには固定資産税が、さらに市街化区域内に土地や家屋を所有しているかたには都市計画税がかかります。

【お問い合わせ先】

個人市民税・県民税については 市民税課 TEL 04-7167-1124 固定資産税・都市計画税については 資産税課 TEL 04-7167-1125



■地方税(个人市民税·县民税、固定资产税·都市计划税)

个人市民税·县民税是指,在1月1日当天的居住地,对前一年的所得金额征收的税金。工资收入者与所得税相同,由公司·雇主从每月的工资中扣除(特别征收),代替本人交纳。此外,领取公共养老金的65岁以上者,对于养老金中所征收的税金,原则上是从公共养老金中直接扣除(特别征收)。除此以外者,则需要直接交纳给市役所。金额是以前一年的所得为基准计算出来的金额与所要负担的固定金额的合计。

向有土地或房屋者征收固定资产税,如果在市街化区域内拥有土地和房屋,还要征收城市计划税。

【问询】

个人市民税·县民税 市民税科 TEL 04-7167-1124 固定资产税·都市计划税 资产税科 TEL 04-7167-1125



5-3 子育て

(1)子育で 情報 <お蔄い合わせ発>こども政策課 TEL 04-7170-2692



子育てサイト「はぐはぐ柏」(http://www.city.kashiwa.lg.jp/living/haguhagu/index.html)や、各近隣センターや児童センターなどで配布する「かしわこそだてハンドブック」で、子育てに関する情報を提供しています。「かしわこそだてハンドブック」には、外国語版(英語・中国語・韓国語)もあります。

(2) 妊娠したら

■ 妊娠届出書・母子健康手帳

くお問い合わせ差>こども部母子保健課 TEL 04-7167-1257

妊娠したら「妊娠届出書」を提出してください。「母子健康手帳」は、妊産婦や乳幼児の健康診査・予防接種を受ける際に必要です。医療機関に行き、出産予定日がわかったら、早めに受け取りましょう。

【申し込み】

マイナンバーカードなど、身分のわかるものを持って、柏市妊娠子育て相談窓口(Tetote2)階、柏市役所別館3階、ウェルネス柏3階、沼南庁舎1階 *1)へお越しください。

※1 沼南庁舎は予約が入った日時に開設しています必ず予約を入れてからお越しください。

■ 妊婦一般健康診査 (妊婦健診)

<お問い合わせ発>こども部母子保健課 TEL 04-7167-1257

妊娠中は、月数に応じて定期的に健康診査を受け、身体の状態を確かめましょう。この健診を指定医療機関で受ける場合、14回分の健診費用(一定の範囲内)が助成されます。受診票(母子健康手帳別冊)は、母子健康手帳と一緒に渡しています。

■ 出産 育児一時金 **<お問い合わせ先>保険年金課** TEL 04-7191-2594

国民健康保険の加入者が出産したときに、子ども1人につき、50万円が支給されます(妊娠 12 週以上流産・死産の場合も含む)。原則、子どもを産む病院へ申請します。

■ 妊婦歯科健康診査 <お問い合わせ先>こども部母子保健課 TEL 04-7167-1257

妊娠期は食事内容やホルモンバランスの変化から、歯科疾患に罹患しやすい時期ですので、歯科健診を受け、お口の健康状態を確認しておきましょう。この健診を指定医療機関で受ける場合、無料で受けることができます。受診票は、母子健康手帳と一緒に渡しています。

5 - 3 育儿

(1) 育儿信息 <问询>儿童政策科 TEL 04-7170-2692



柏市通过育儿网站「はぐはぐ柏」(http://www.city.kashiwa.lg.jp/living/haguhagu/index.html)以及在各近邻中心或儿童中心等设施发放的「柏育儿手册」,向市民提供有关育儿的信息。「柏育儿手册」还有外语版(英文・中文・韩文)。

(2) 怀孕后

■妊娠申报书·母子健康手册 < 问询 > 儿童部母子保健科 TEL 04-7167-1257

怀孕后需要提交「妊娠申报书」。「母子健康手册」在孕产妇和婴幼儿体检时,以及婴幼儿打预防针 时需要。请在医疗机关明确了预产期后,尽早领取母子健康手册。

【申报】

请携帯个人番号卡等确认身份的证件,到柏市妊娠育儿咨询窗口 (Tetote2楼,柏市役所別馆3楼,ウェルネス柏3楼,沼南厅舍1楼**1) 办理申报手续。

※1 沼南厅舍仅在有预约的时日开放,请务必预约后前往。

■孕妇一般健康检查(孕妇健诊) <问询>儿童部母子保健科 TEL 04-7167-1257

怀孕期间,根据怀孕周数接受定期健康检查,确认身体状况。此健诊在指定的医疗机关就诊时,可以得到 14 次健康检查费用(在一定范围内)的补助。体检票(母子健康手册附册)将与母子健康手册一同交付。

■分娩育儿一次性补贴 < 问询 > 保险年金科 TEL 04-7191-2594

国民健康保险的加入者,分娩后,1名儿童将获得50万日元的补贴(包括怀孕12周以上的流产·死产的情况)。原则上,在生孩子的医院办理申请。

■孕妇齿科健康检查 < 问询 > 儿童部母子保健科 TEL 04-7167-1257

妊娠期间由于饮食内容和荷尔蒙平衡的变化,易患齿科疾病,因此应进行齿科检查,确认口腔健康

状况。在指定医疗机构,可以免费接受检查。就诊票会与母子健康手册一起被交付。

(3) 赤ちゃんが生まれたら



■ 出生届 <お問い合わせ先>市民課 TEL 04-7167-1128

日本国内で出産をしたら、生まれた日から 14 日以内に市役所の市民課等に出生届を提出します。 出生証明書、母子手帳、在留カードまたはパスポートを持参してください。

また、外国人夫婦の場合は婚姻している証明も持参してください。 なお、父又は母が日本人で、 海外で出産した場合には、国籍留保の手続きが必要となる場合がありますので、市民課にお問い合 わせください。

■在日公館への報告

子どもが生まれた報告を在日公館に行う必要があります。 申請にあたっての必要な書類は事前に 各大使館に確認してください。

■ 在留資格の取得の許可申請

くお問い合わせ先>東京 出 入国 在留管理局 TEL 03-5363-3025

外国人として日本で出生したかたは、その事由が生じた日から 60 日間は在留資格なしにそのまま日本に在留することができます。しかし、その期間内に出国せずに、その後も日本に在留しようとするときは、その事由が生じてから 30 日以内に在留資格の取得を申請しなければなりません。

必要書類については、<u>各地方出入国在留管理官署または外国人在留総合インフォメーションセンター(TEL 0570-013904/IP、海外:03-5796-7112/平日午前8時30分~午後5時15分)</u>へお問い合わせください。

(4) 出生届 を出したあとの手続き

■乳児一般健康診査(乳児健診)

<お問い合わせ発>こども部母子保健課 TEL 04-7167-1257

赤ちゃんの発育・発達状況などを確かめるために、定期健康診査を受けましょう。 指定の医療機関で受診する場合、生後3~6カ月の間に1回、9~11カ月の間に1回、健診費用(一定の範囲内)が助成されます。

該当するかたには、母子健康手帳を交付する際に受診票(母子健康手帳別冊)を渡しています。

(3)宝宝出生后



■出生登记 < 问询 > 市民科 TEL 04-7167-1128

在日本国内生产后,请在婴儿出生 14 天之内,到市役所的市民科办理出生登记手续。请携带出生证明书、母子手册、在留卡及护照等资料前来办理。

夫妇均为外国人时,请携带可证明婚姻关系的证明。此外,父亲或母亲为日本人,在国外出生时,可能会有需要办理国籍保留手续的情况,请与市民科联系确认。

■在驻日大使馆办理登记报告手续

孩子出生后要到驻日大使馆办理登记报告手续。办理手续时所需资料请与各驻日大使馆联系确认。

■申请取得在留资格的许可手续 < 问询 > 东京出入国在留管理局 TEL 03-5363-3025

在日本出生的外国人,自出生之日起60天之内无需在留资格也可滞留日本。但,如果在此期间内不打算出国,而且希望继续滞留日本时,则需在在该事由发生后30天之内,办理取得在留资格的申请手续。

有关办理申请手续时所必要的资料,请与各地方出入国在留管理官署或外国人在留综合信息中心联系问询。(TEL 0570-013904/IP、海外:03-5796-7112/平日上午8点30分~下午5点15分)

(4) 出生登记注册后的手续

■婴儿一般健康检查(婴儿体检)

< 问询 > 儿童部母子保健科 TEL 04-7167-1257

为了确认婴儿的成长和发育状况,请一定接受定期健康检查。在指定医疗机关体检时,出生后 3~6个月期间一次、9~11个月期间一次,体检费用(一定范围内)将给予补助。

对于符合条件者,在交付母子健康手册时,体检票(母子健康手册附册)也一并交付。

■予防接種 くお問い合わせ先**〉健康増進課 TEL 04-7128-8166**

赤ちゃんのお誕生日翌月に「予防接種ノート」を郵送します。お子さんが予防接種を受ける時に必要です。公費で受けられる予防接種の種類は5種混合(ジフテリア·百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ)、BCG、小児用肺炎球菌、B型肝炎、麻しん風しん混合(MR)、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症、ロタウイルスです。接種を希望されるかたは、かかりつけ医を決めて事前に医療機関に連絡の上、「予防接種ノート」と「母子健康手帳」を持参してください。 接種の時期・対象年齢等は、「予防接種ノート」をご覧ください。

■ 1歳6か月児健康診査 くお問い合わせ先>こども部母子保健課 TEL 04-7167-1257



満1歳6か月の幼児の心身の発育・発達などの健康状態を確かめ、育児・食事・歯科などの相談を行います。 対象者には個人通知します。 また、健診会場において絵本を通した子育て支援事業「ブックスタート」を行います。 日程などは市のホームページ(https://www.c

ity.kashiwa.lg.jp/chikihoken/haguhagu/navi/iryokenko/shindan/1sai.html) をご覧ください。

■ 3歳児健康診査 <お問い合わせ先>こども部母子保健課 TEL 04-7167-1257



満3歳6か月の幼児の心身の発育・発達などの健康状態を確かめ、育児・食事・歯科などの相談を行います。対象者には個人通知します。日程などは市のホームページ(https://www.city.kashiwa.lg.jp/chikihoken/haguhagu/navi/iryokenko/shindan/3sai.html)をご覧ください。

■児童手当 くお問い合わせ先>こども福祉課 TEL 04-7128-9923

日本国内に居住している高校3年生までの子どもを養育しているかたに支給されます。 - _ └ ニ ヤッ ラ が Ś _

【支給額】

3歳未満は月額 15,000 円。3歳~高校生は 10,000 円(第3子以降は 30,000 円)。

【支給時期】2月・4月・6月・8月・10月・12月の年6回

しんせいほうほう

養育者名義の預金通帳、養育者の健康保険の資格確認書等、在留カードを持って、こども福祉 課または沼南支所、各出張所へ。 詳しくはお問い合わせください。

- ※児童手当は申請をした月の翌月から計算され、さかのぼって請求はできません。
- ※転入・出生の場合はその翌日から 15 日以内に申請してください。 また、届け出の内容によっては、出張所でお受けできない場合があります。
- ※受給中のかたで、住所・養育児童数など申請内容に変更があった場合は、必ず連絡してください。

■预防接种 < 问询 > 健康增进科 TEL 04-7128-8166

婴儿出生后第二个月,您将收到「预防接种本」。「预防接种本」在孩子打预防针时需要。公费提供接 种的疫苗种类有,5种混合(白喉·百日咳·破伤风·脊髓灰质炎·B型流感嗜血杆菌)、BCG、小儿肺 炎球菌、B型肝炎、麻疹风疹混合(MR)、水痘、乙型脑炎、子宫颈癌、小儿肠胃炎病毒。希望接种者 确定常去看病的医生,并事先同医疗机关联系确认后,带上「预防接种本」和「母子健康手册」前往。关 于接种的时期·对象年龄等请参考「预防接种手册」。

■1岁6个月儿童的健康检查<问询>儿童部母子保健科 TEL 04-7167-1257



体检的目的是确认1岁6个月幼儿的身心发育:成长等健康状况,同时在育儿:饮食:牙科 等方面提供咨询。符合对象者将进行个别通知。此外,在体检会场还举办通过图画书支援育儿 的「图书启蒙」活动。有关日程等信息请参照柏市网页(https://www.city.kashiwa.lg.jp/chikih oken/haguhagu/navi/iryokenko/shindan/1sai.html)

■ 3 岁儿童的健康检查 < 问询 > 儿童部母子保健科 TEL 04-7167-1257



为了确认满 3 岁 6 个月的幼儿身心的发育,成长状况,提供育儿,饮食,牙科等方面的咨 询。向符合条件者个别通知。具体日程请浏览柏市网页(https://www.city.kashiwa.lg.jp/chikih oken/haguhagu/navi/iryokenko/shindan/3sai.html)

■儿童补贴 < 问询 > 儿童福祉科 TEL 04-7128-9923 向居住日本, 高中3年级以下儿童的养育者支付。

【支付金额】

3 岁未满为月额 15,000 日元。3 岁~高中生为 10,000 日元(第 3 个孩子以后为 30,000 日元)。

【支付时间】2月·4月·6月·8月·10月·12月,每年6次

【申请方法】

持养育者名义的存款存折、养育者的健康保险的资格确认书等、在留卡,到儿童福祉科、沼南支所或 各办事处办理申请

手续。具体事宜请问询。

- ※儿童补贴由申请月份的第二个月开始计算,不能追溯要求支付申请之前的儿童补贴。
- ※迁入·出生时,请于次日开始 15 天之内办理申请手续。此外,请注意根据登记注册内容,有在办事 处不能受理的情况。
- ※儿童补贴领取者如果在住址·养育儿童人数等申请内容出现变更时,请务必联系。

□子ども医療費助成制度 <お問い合わせ先>こども福祉課 TEL 04-7128-9923

子どもにかかる医療費の負担を軽減するため、医療費を助成しています。 助成を受けるには、事前に「医療費助成受給券」の交付申請が必要です。

たいしょう 【対象】

入院・通院=0歳~高校3年生相当の年齢の子ども (※婚姻している場合を除く)

じょせいないょう 【助成内容】

健康保険適用分の医療費(医科・歯科・調剤等)や入院中の食事療養費標準負担額の一部が助成されます。

【自己負担額】

通院=1回300円または無料

調剤=無料

入院=1日300円または無料

【申し込み】

子ども医療費助成受給券の交付申請は、子どもの健康保険の加入情報が分かるもの(資格確認 書等)を持って、こども福祉課・沼南支所福祉担当・柏駅前行政サービスセンター・出張所で申 請してください。 詳しくはお問い合わせください。



■儿童医疗费补助制度 < 问询 > 儿童福祉科 TEL 04-7128-9923 为了减轻家庭在儿童医疗费上的负担,对医疗费给予补助。为领取补助,需要事先申请交付「医疗费补助领取券」。

【对象】

住院·通院=0岁~年龄相当于高中3年级的孩子 (※已婚者除外)

【补助内容】

在健康保险适用范围内的医疗费(医科·牙科·药剂等)及 住院时的伙食疗养费标准负担金额的一部分给予补助。

【自己负担金额】

通院=1次300日元或免费

药剂=免费

住院=1天300日元或免费



【申请】

申请交付儿童医疗费补助领取券,请带上记载有儿童健康保险加入信息的资料(资格确认书等),到 儿童福祉科·沼南支所福祉担当·柏车站前行政服务中心·办事处申请。具体事宜请问询有关部门。

5-4 教育

日本の学校、幼稚園、保育所などは、4月から始まります。 保育所は 0~5歳児が対象、幼稚園は、3~5歳児が対象です。 小学校は6年、中学校・高校は3年、大学は4年制です。

小学校へは満6歳、中学校へは満12歳になった後の4月に入学します。なお、外国人は、日本の学校に就学する義務はありませんが、希望する場合は、入学することができます。その場合、原則として、年齢相当の学年に入学することとなります。



(1) 認定こども関・保育園などへの入園

くお問い合わせ発>保育運営課 TEL 04-7167-1137

保護者等が、就労などにより昼間家庭で子どもを養育できない場合、保護者に代わって保育するものです。 保育施設には公立と私立の他、認定こども園、小規模認可保育など計 118 施設があります。 詳しくは、保育園等利用申込みのご案内をご覧ください。

^{もうしこみほうほう} 【 申込 方法】

申請書一式の他に、保護者の就労証明書など家庭保育できない理由の書類等を用意して、各月締切日までに市役所保育運営課へ(第一希望が認定こども園の場合は直接申し込み)。

(2) **幼稚園への入園**

前年の9月1日以降に願書を配布し、随時受付を開始します。 詳しくは各幼稚園のホームページ か電話等でお問い合わせください。

5 - 4 教育

在日本,学校、幼儿园、保育所等设施 4 月份开学。保育所的接收对象为 0~5 岁的儿童,幼儿园的招生对象是 3~5 岁的儿童。小学为六年制,中学·高中为三年制,大学为四年制。

满6岁的孩子升入小学,满12岁孩子升入中学。外国人虽然没有必须到日本学校上学的义务,但是希望上学时,可以入学。原则上,进入与年龄相符的学年学习。



(1) 认定儿童园·保育园等设施的入园

< 问询处 > 保育运营科 TEL 04-7167-1137

对一些家庭因家长工作等原因,有白天不能照看孩子的情况时,可由保育设施代为照看孩子。保育设施除公立和私立的设施外,还有认定儿童园、小规模认可保育园等,总计 118 所设施。详细内容请阅读保育园等利用申请的介绍材料。

【申请方法】

所有申请表材料以及家长的就劳证明书等能够证明在家里不能保育等理由的材料,在各月截止日之前提交给市役所保育运营科(第一志愿是认可的儿童园时,请直接申请)。

(2) 上幼儿园

从前一年9月1日起发放申请表,并随时开始受理。详细内容请浏览各幼儿园的网页或打电话问询。

(3) 小学校・中学校へ入学するとき

くお問い合わせ発>学校教育課 TEL 04-7191-7367

4月に小学校(中学校)へ入学予定の子どもの保護者あてに、教育委員会から「入学する小学校 (中学校)」と「入学式の日」を記載した「入学通知書」を前年の9月中旬に郵送します。 入学式 直前に柏市へ転入した場合は、転入手続きの際にその場で「入学通知書」を交付します。

【日本語支援について】

お子様の日本語が不十分で、学校生活や授業で困らないようにするため、通学する学校で日本語の支援を受けることができます。 学校を通して支援の希望をお伝えください。 教育委員会を通して日本語支援者を派遣します。

(4) **小学生・中学生が転校するとき**

くお問い合わせ発>学校教育課 TEL 04-7191-7367

①柏市の学校へ転校する場合

転入・転居手続きの際に、住所で指定される学校(指定校)への「入学通知書」を交付します。 これまで通っていた学校から受け取った書類(「在学証明書」等)と一緒に転校先の学校へ提出してください。 なお、指定校以外の学校を希望する場合はご相談ください。

②柏市の学校から転校する場合

転出・転居予定の日が決まったら速やかに通っている学校へ相談し、転校に必要な書類(「在学証明書」等)を受け取ってください。 柏市外の学校へ転校する場合には、入学方法を転出先の教育委員会へお問い合わせください。

(5) 学童保育 (こどもルーム) の利用

くお問い合わせ発>アフタースクール課 TEL 04-7192-8045

保護者が共に働いているなどの理由で、昼間帰宅しても保育する人がいない小学1年~6年生までの児童の保育を行い、児童の健全な育成を図る施設がこどもルームです。 現在市内には、43カ所のこどもルームが設置されています。 入所の方法・手続きは、アフタースクール課へお問い合わせください。

毎年11月頃に「広報かしわ」で新年度のお知らせをします。

(3) 上小学·中学时 < 问询处 > 学校教育科 TEL 04-7191-7367

教育委员会将向4月准备上小学(中学),有入学预定的孩子的家长,在头一年的9月中旬邮寄记载 「入学的小学(中学)」和「入学典礼」内容的「入学通知书」。在即将举办入学典礼前迁入柏市的家庭, 在办理迁入手续时交付「入学通知书」。

【关于日语支援】

由于孩子的日语还不太好,为了帮助孩子尽早适应在学校生活,学习的环境,孩子可以在所在的学校接受日语学习的支援与帮助。需要支援者,请通过学校 传达希望得到帮助的愿望。由教育委员会派遣日语支援者予以帮助。

(4) 小学生·中学生转校时 < 问询处 > 学校教育科 TEL 04-7191-7367

①转入柏市的学校

办理转入: 迁居手续时, 向居住地区指定的学校(指定校)提交「入学通知书」。并将原在籍学校的材料(在校证明书等)也一并交付给即将转入的学校。另外, 如果希望进入指定外学校, 请咨询。

②从柏市的学校转出时

迂出·搬家日期定下来后,尽快跟学校商量,取得转校需要的材料(「在学证明书等」)。如果转入柏市以外的学校,请向迁往城市的教育委员会咨询入学方法。

(5) 学童保育 (こどもルーム) 的利用 < 向询处 > 课后科 TEL 04-7192-8045

对因家长都工作等理由,白天放学回家无人照看的小学 1~6 年级的儿童实施保育,从而实现让孩子健康成长目的的设施即学童保育室。目前我市开设了 43 所学童保育室。有关入所方法及手续请问询课后科。每年 11 月前后柏市官报「広報かしわ」登载新年度通知。

5-5 福祉

(1) 生活保護 <お問い合わせ羌>生活支援課 TEL 04-7167-1138

生活保護は、生活に困っている世帯に対し、その困っている程度に応じて国が定めた基準に基づき、生活費などの保護金品の給付を行い、その家庭の最低限度の生活を保障するとともに生活に困っているかたが、一日でも早く自分たちの力で生活できるように支援する制度です。 生活保護が受けられるかどうかはそれぞれの世帯の状況により異なります。 生活保護については、生活支援課へお越しいただくか電話でご相談ください。

(2) <mark>介護保険</mark> <お問い合わせ羌>高齢者支援課 TEL 04-7167-1022

高齢者の介護を社会全体で支える制度です。介護が必要な状態となったときに、要介護認定を受ければ、介護サービス費の1割・2割または3割の自己負担で、介護サービスを受けることができます。

住民登録をしている 65 歳以上のかたと、 $40\sim64$ 歳のかたで医療保険に加入しているかたが加入者になります。 65 歳以上のかたは全員に、 $40\sim64$ 歳のかたは申請された場合に、介護保険証を交付します。

【こんなときは届け出が必要です】

次のような場合は、14日以内に必ず高齢者支援課、または沼南支所福祉担当、各出張所、柏駅前行政サービスセンターへ届け出てください。

【介護保険の届け出一覧】

- ①死亡したとき(介護保険証を持ってきてください)
- ②住所や氏名が変わったとき(介護保険証を持ってきてください)
- ③他市区町村で要介護認定を受け、転入したとき(受給資格証明書を持ってきてください)
- ④他市町村へ転出するとき(介護保険証を持ってきてください)

かいご ほけん 【介護保険サービスの内容】

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーションなどがあります。

5 - 5 福祉

(1) 生活保护 < 问询处 > 生活支援科 TEL 04-7167-1138

生活保护是对生活上有困难的家庭,根据其困难的程度,遵照国家规定的标准,给予生活费和生活 用品等的援助,在保障该家庭最低限度生活的同时,为生活困难户能尽早自立生活提供支援的一项制 度。能否申请接受生活保护,根据每个家庭的具体情况而不同。请直接到生活保护科或打电话咨询。

(2) 介护保险 < 问询处 > 高龄者支援科 TEL 04-7167-1022

高龄者的护理是由社会全体共同参与的一项制度。当身体状况需要护理时,在得到「要护理认定」后,个人负担介护服务费的 10% • 20%或 30%,即可接受介护服务。

办理了住民登记的 65 岁以上及年龄在 40 岁~64 岁,加入了医疗保险的市民均为加入者。对所有 65 岁以上的市民及 40 岁~64 岁的申请者均交付介护保险证。

【以下情况需要提交申报手续】

属于以下情况,需要在14天以内,到高龄者支援科或者沼南支所福祉担当,各办事处,柏车站前行政服务中心等设施,办理申报手续。

【介护保险申报一览表】

- ①死亡时(请带上介护保险证)
- ②住所或姓名变更时(请带上介护保险证)
- ③在其他市町村接受了要护理认定,迁入柏市者(请带上受给资格证明书)
- ④迁入其他市町村(请带上介护保险证)

【介护保险服务内容】

访问介护,访问入浴介护,访问护理,访问康复指导,通所介护,通所康复指导等服务项目。

ょうかい ご にんてい ひつよう 【要介護認定に必要なもの】

<65 歳以上のかた>

- ①要介護 (要支援) 認定申請書
- ②介護保険被保険者証

<40 歳以上 65 歳未満のかた>

- ※加齢に伴う疾病(特定疾病)で介護が必要なかたに限ります。
- ①要介護(要支援)認定申請書
- ②資格情報のお知らせまたは資格確認書
- ※認定申請の際は、主治医の名前、医療機関名が必要になります。

【要护理认定需要的材料】

- < 65 岁以上者 >
 - ① 要护理 (要支援) 认定申请书
 - ② 介护保险被保险者证
- < 40 岁以上 65 岁未满者 >
 - ※仅限于随着年龄增加而出现的疾病(特定疾病)而需要介护的情况。
 - ① 要护理 (要支援) 认定申请书
 - ② 资格信息的通知或资格确认书
 - ※认定申请时,需要主治医生的姓名,医疗机关名称。